「通信端末修理補償保険」 **重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】**

この書面では、ご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項 【**契約概要】**とお客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項 【注意喚起情報】を記載しています。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組み 【契約概要】

- (1) 「通信端末修理補償保険」は、スマートフォンをはじめとする移動体通信端末製品(以下「対象端末」と記載します。)に、故障、破損、水濡れ、盗難が生じた場合 に、その所有者(被保険者)が被る損害を補償する商品です。
- (2) この保険には、補償対象とする事故の範囲により、次の8つのプラン(A·B·C·D·E·F·G·H)があり、お客様のニーズに合ったプランをご選択いただけます。

【商品プラン】

プラン	対象事故				++ /**/70 ch. 45	みま みが	
	故障	水濡れ	盗難	破損	補償限度額	免責金額	保険料(月額)
A	0	-	-	-	10万円	-	100円
В	0	0	-	_	10万円	5,000円	200円
С	0	0	0	_	10万円	5,000円	300円
D	0	0	-	0	10万円	5,000円	300円
E	0	0	0	0	10万円	5,000円	400円
F	0	_	0	_	10万円	5,000円	200円
G	0	_	_	0	10万円	5,000円	200円
Н	0	-	0	0	10万円	5,000円	300円

※故障に対する免責金額の適用は無し。

(3) 保険料は月払となり、お支払方法は、保険契約者ご本人名義のクレジットカードによる払込みとなります。

2. 被保険者および保険の対象の範囲 【契約概要】

- (1)被保険者
- この保険の被保険者は、対象端末を所有する契約確認証記載の方とします。
- (2) 保険の対象の範囲(対象端末)
- 日本国内で販売された無線通信が可能で端末機器のうち正常に全機能が動作し、かつ次のいずれかに該当する物に限り、契約確認証に記載されます。
- ①日本国内で販売されたメーカー純正の製品。メーカーには、日本メーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含む。
- ②移動体通信事業者(仮想移動体通信事業者を含む)により日本国内で販売された製品。
- ※なお、次の物は対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。
 - (ア)対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード等
 - (イ)対象端末の電池パック、バッテリー、充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品

3. 責任開始日について 【注意喚起情報】

この保険では、インターネットによる保険契約申込において所要事項を入力後、当社へ申込情報が送信され、当会社が受信したときをもって、申込手続の完了とします。 申込手続が完了し、当会社が保険契約の引受を承諾した場合には、申込手続完了日の翌日を保険期間開始日とし、第1回保険料が払い込まれたことを条件に、保険期間開始日の0時 より保険責任が開始されます。

保険期間開始日については、引受承諾メールでお知らせするマイページにてご確認ください。

4. 補償の内容 【契約概要】

この保険の保険金をお支払いする場合と支払い額等は下表のとおりです。

なお、保険金のお支払い条件の詳細につきましては、普通保険約款をご確認ください。

保険金の種類	支払事由	支払額	支払限度額
修理費用保険金	保険期間中に生じた次に掲げる①から③の事由のうち、契約内容確認証に対象事故として記載のある事由によって対象端末が損傷し、被保険者が修理費用を負担した場合に、修理費用保険金を支払います。 ① 故障 ② 水濡れ ③ 破損	被保険者が負担した修理費用の額から契約内容確認証に記載の免責金額(5,000円)を差し引いた残額ただし、左記①の故障の場合には、免責金額を適用しません。	1回の事故および1保険期間 の通算で契約内容確認証に記 載の修理費用保険金額(10万円)を限度
修理不能保険金	保険期間中に生じた次に掲げる①から③の事由のうち、契約内容確認証に対象事故として記載のある事由によって対象端末が損傷し、修理不能となった場合に、修理不能保険金を支払います。 ① 故障 ② 水濡れ ③ 破損	対象端末の購入金額から契約内容確認証に記載の免責金額(5,000円)を差し引いた残額ただし、左記①の故障の場合には、免責金額を適用しません。	1回の事故につき契約内容確認証記載の修理不能保険金額(10万円)を限度
盗難保険金	契約内容確認証に対象事故として「盗難」の記載がある場合、対象端末が保険期間中に生じた盗難されたときに、盗難保険金を支払います。 ただし、保険契約者または被保険者が損害の	対象端末の購入金額から契約内容 確認証に記載の免責金額(5,000円) を差し引いた残額	1回の事故につき契約内容確認証記載の修理不能保険金額(10万円)を限度

_		
	発生を知った後ただちに警察署あてに盗難の	
	被害の届出をし、受理されたことを条件としま	
	す。	

5. 保険金をお支払いできない主な場合 【契約概要】【注意喚起情報】

次のいずれかに該当する損害に対しては保険金をお支払いしません。

- (1)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払う。
- (2) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは 虫食い等によって生じた損害
- (3) 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- (4) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (5) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (6) 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- (7)保険の対象に加工(修理を除く。)を施した場合、加工着手後に生じた損害
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- (9) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- (10) 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合 は保険金を支払う。
- (11) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- (12) 置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- (13) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- (14) 水災によって生じた損害
- (15)台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害
- (16) 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害
- (17)日本国外で生じた損害
- (18)対象端末の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その対象端末が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

6. 保険期間および保険契約の継続 【契約概要】【注意喚起情報】

- (1)保険期間
- この保険の保険期間は、保険期間開始日から1年間です。
- (2) 保険契約の継続
- ①当会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者の指定メールアドレスに継続案内を通知します。
- ②保険契約者が、保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨の通知をしない限り、保険契約は①の継続案内に記載された内容で継続されます。
- ③②により、保険契約が継続された場合には、当会社は、保険契約者の指定メールアドレスに継続完了を通知します。
- (3) 保険契約継続時の条件変更等
- ①当会社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当会社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ②当会社は、この保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、継続契約の引き受けを行わないことがあります。
- ③①または②の対応を行う場合は、当会社は、保険契約者に対して保険期間の満了日の2か月前までにその内容を通知します。

7. 引受条件(契約プラン)と保険料について 【契約概要】

(1)保険料と保険金額は、1. 商品の仕組み(2)の【商品プラン】に記載のとおりです。補償対象事故の範囲により設定されたプランにより保険料が決定します。

- (2)保険料の払込方法は月払で払込経路はクレジットカードによる払込みとなります。
- (3)保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。

8. 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効等 【注意喚起情報】

(1)第1回保険料

第1回保険料については、当会社の申込サイトにおいて、支払情報としてクレジットカード情報を入力することによりお支払いください。ご指定のクレジットカードについて、 当会社がカード会社へ当該カードの有効性及び利用限度額内であること等の確認(以下「有効性等確認」といいます。)を行い、当会社がクレジットカードによる保険料の払 込みを承諾した時に、当会社が当該保険料を受け取ったものとします。

第1回保険料についての払込猶予期間の設定はありません。

- (2) 第2回以降保険料
- ①第2回以降保険料については、払込期日(保険期間開始日の翌月以降毎月の応当日)までにカード会社へ有効性等確認を行い、確認が得られた時に当会社が当該保険料を受け取ったものとします。
- ②第2回以降の保険料には、払込期日の属する月の翌々月末日までの払込猶予期間がありますので、払込期日に有効性等確認が得られなかった場合には、保険契約者は払込猶 予期間内に未払込の保険料を払い込まなければなりません。
- ③②の払込猶予期間内に未払込の保険料が払い込まれない場合には、保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日に失効するものとし、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- ④保険契約者による保険料の払込がないまま、払込猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合には、保険料払込み前に発生した損害に対して保険金の支払を受ける前に、 保険契約者は、損害発生日までの期間に対応する未払込の保険料を当会社に払い込まなければなりません。

9. 保険契約の消滅等 【契約概要】

(1)対象端末の滅失による失効

保険契約締結の後、対象端末が滅失した場合(滅失した原因が保険金支払事由以外の場合)には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

(2)保険契約の終了

次のいずれかに該当した場合にはその保険金支払の原因となった損害の発生した時に、保険契約は終了します。

- ①修理費用保険金の支払額が1保険期間の通算で契約内容確認証に記載の修理費用保険金額に達した場合
- ②修理不能保険金を支払った場合
- ③盗難保険金を支払った場合

10. 告知義務等について 【注意喚起情報】

- (1)ご契約者または被保険者には、ご契約時、当会社が申込ページ等で告知を求めた事項について、正確に告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって事実と違う告知をされた場合、または重要な事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当会社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、原則として保険金をお支払いできません。
- (2)告知いただく事項は、公平な保険契約の引受判断を行ううえで重要な事項となります。対象端末についてのご回答内容等によってはご契約の引受けをお断りする場合があります。
- (3)当会社に通知している保険契約者および被保険者の氏名、保険契約者の住所、通知先(電話番号・通知先アドレス)に変更があった場合には、マイページから変更内容を当会 社に通知してください。

11. お申し込みの撤回(クーリング・オフ)について 【注意喚起情報】

この保険契約は、保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象とはなりません。

12. 解約時の保険料の返還について 【契約概要】

この保険の保険料は月払ですので、中途解約時の未経過期間に対応する保険料の返還はありません。

13. 満期返戻金・契約者配当金 【契約概要】

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

14. セーフティネットについて 【注意喚起情報】

当会社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約 は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

15. 保険金の請求手続きについて 【注意喚起情報】

- (1)事故が発生した場合は、当会社まで、すみやかにご連絡ください。
- (2)保険金の請求手続きは、マイページより行っていただくことができます。ご不明な点はカスタマーセンターまでお問合せください。
- (3)保険金の請求に際しては、写真、領収証、修理見積書等、当会社の指定する資料を提出いただくことが必要となります。
- (4)保険金を請求する権利は、事故が発生したときから3年間ご請求がなかった場合、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

16. 保険証券発行の省略 【契約概要】

当会社は、この保険においては書面による保険証券の発行は行わず、保険契約者ご自身でインターネット上のマイページにログインして保険契約の詳細内容(契約内容確認証)を 確認いただく方法を実施しておりますので、予めご了承ください。

17. 保険料控除について 【注意喚起情報】

所得税法上の「保険料控除」の対象となる保険商品は、生命保険および所得税法第77条に規定する「地震保険」に限られており、この保険は、これに該当いたしません。

18. 少額短期保険業者の引受制限について 【注意喚起情報】

少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。

- (1)保険期間は1年以内(損害保険商品は2年以内)であり、1被保険者あたりの保険種類ごとの保険金額が法令で定める金額以下(医療保険:80万円、損害保険:1,000万円など)。
- (2)1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下(個人賠償責任保険については、別枠で1,000万円以下)。
- (3)1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下(損害保険の場合は10億円以下)。

19. 補償重複について 【注意喚起情報】

この保険契約と同様の補償内容の保険または保証(通信事業者が提供しているものを含みます。)にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、 対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額を ご確認いただき、本保険への加入の要否をご判断されたうえで、ご契約ください。

20. 指定紛争解決機関について 【注意喚起情報】

当会社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。 なお、お客様の必要に応じ、当会社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。 「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104 - 0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2 階

Tel 0120-821-144 Fax 03-3297-0755

受付時間:9:00 ~12:00、13:00 ~17:00 受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

21. 支払時情報交換制度 【注意喚起情報】

当会社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

http://www.shougakutanki.co.jp/

22. 取扱代理店の権限 【注意喚起情報】

当会社の取扱代理店は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。保険契約は保険契約者からのお申込みに対して当会社が承諾したときに有効に成立します。

本書面に関するお問い合わせご相談・苦情等は

ワランティ少額短期保険株式会社 関東財務局長(少額短期保険)第104号 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル

https://w-mobile.co.jp/

カスタマーセンター フリーダイヤル: 0120-975-293 受付時間: 10:00~18:00(土日祝日年末年始を除く)